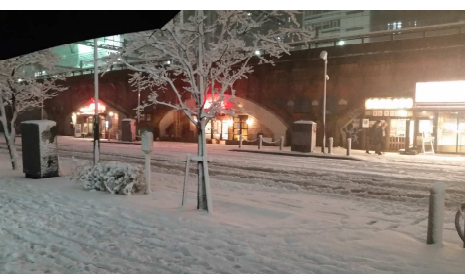




押しつぶされそうなラッシュアワーで感動の体験☆三

例年になく厳しい寒さが続いておりますが、皆様におかれましては健やかに過ごしのこととお喜び申し上げます。『1月行く、2月逃げる、3月去る』の格言通り平成30年も、はや3月となりました。我が家では今年も雛飾りが賑やかです(*^。^*)



さて少し前の話になりますが1月22日、関東地方に4年ぶりの大雪が降った時、私はたまたま東京に出張中でした。その日の午後、飯田橋のTKC本社で行われた会議が終わると、JRで宿泊予定の新橋のホテルに向かいました。帰りを急ぐ物凄い乗客で車内は、すし詰めというよりコンクリート詰め。鞆を下げた左手も、吊り輪を持った右手も微動だにできない状態。内臓が悲鳴を上げそうな圧迫感(>_<)そこで頭をよぎったのが、最寄りの駅ではたして降りることができるだろうか?という思い……。間もなく御茶ノ水駅到着。

とその時、後ろの方から『降りマース!』という若き女性の声。すると、なんとコンクリート詰めの乗客がどっとホームに出るではありませんか!それに続いて、数人がスムーズに電車を降りることができました。一瞬我が目と耳を疑うような光景(@_@;)さすが日本人の公德心、マナー、思いやり。ラッシュアワーでの感動の体験でした。目的地の新橋では私が『降りマース』と声をだしたところ、皆さん一言も発することなくホームに出てくれました(*^。^*)

皆様のご健勝と事業の益々のご繁栄を祈念申し上げます。

平成30年3月1日



代表 隈部幸一

今年の大改正「事業承継税制」

はじめに

平成30年度の税制改正で、事業承継の際の株式（出資）の移転に伴う税制、いわゆる事業承継税制の特例が創設されます。現行の制度と比較すると大幅に要件が緩和され、利用しやすい制度になる見込みです。今後日本は世界でも類のない急速な高齢化時代に入りますが、既に中小企業の多くが後継者不足に悩まされています。そこで事業を次世代に円滑にバトンタッチできるよう、税制面から事業承継を促進しようという趣旨でこの制度が創設されました。この機会に事業承継について考えてみませんか？

現行の制度

先代経営者が保有する株式を、相続（又は贈与）により後継者に引き継ぐ場合、後継者に多額の相続税（又は贈与税）が課せられてしまうと、円滑な事業承継の妨げになってしまいます。

そこで、一定の要件を満たせば、この相続税（又は贈与税）の納税を猶予し、その後も後継者が事業を引き続き継続するなどの二次的な要件を満たせば、猶予していた相続税（又は贈与税）は免除されるという制度です。

ただし、猶予は発行済株式の2/3までという制限があり、猶予割合は80%で一部は納税が必要でした。さらに、経営の悪化などにより後継者が引き継いだ事業を継続できなくなった場合などは、猶予していた相続税（又は贈与税）を支払う必要があります。この場合、利息にあたる利子税も課されます。このような税負担のリスクから制度の利用者は限定的でした。

現行制度と特例制度の比較

内容	現行制度	特例制度
納税が猶予される株式	発行済議決権株式総数の2/3に達するまでの株式	取得した全ての株式
納税が猶予される税額	相続税（又は贈与税）の全額が猶予されず、一部の税負担が生じる	相続税（又は贈与税）の全額が猶予
先代経営者の要件	代表権を有する又は有していた先代経営者の1人からの承継が対象	複数人（代表者以外の者を含む）からの承継も対象
後継者の要件	代表権を有する又は有する見込みである後継者1人への承継が対象	代表権を有する複数人（最大3名）への承継も対象
事業継続ができない一定の場合	株式の相続時（又は贈与時）の評価を基に納税額を計算（経営悪化の場合は税負担が大きい）	一定の要件を満たせば、相続時（又は贈与時）ではなく、経営が悪化した財務状態を反映した評価を基に納税額を再計算

以上のように、特例制度では適用の要件や税負担が大幅に緩和されるため、特例制度の利用者は今後増加すると見込まれます。

実際に利用するにあたっては、平成30年4月1日から平成35年3月31日までの間に都道府県に計画書を提出する必要があり、現状では平成39年12月31日までしか利用できない制度になっています。事業承継の対策をお考えの方はお早目に弊社までご相談下さい。



高木 誠

「土に命と愛ありてーティア」株式会社ティア

1998年4月1日創業の株式会社ティア様は、熊本市中央区本山に1号店「土に命と愛ありてーティア」を開店されました。旬の無農薬野菜や有機野菜を主役として、農家から直接仕入れた素材からその日の料理を決め、ブッフェスタイルで提供されています。

有機農業に取り組んでおられる農家の方の悩みは、規格外（間引いたものや虫が喰ったものなど）の野菜の扱いだそうです。ティア様は、このような野菜を積極的に受け入れ、生産者の方々とその土地の埋もれた食材に光を当てることを最大の目的とされています。また、もうひとつのコンセプトが「3世代で食べられる。そして毎日繰り返して食べても飽きのこない食事」です。赤ちゃんからお年寄りまで、それぞれが好きな料理を好きなだけ食べられるようになっていきます。



自家製辛子明太子

店名「土に命と愛ありてーティア」は、島一春氏著作「土にいのちと愛ありて」に感銘を受け、島氏に許しを得て、土の頭文字「T」、いのちの「I」、愛の「A」を店名にされました。社長は、ティアがお客様にとって本当に居心地のいいレストランになり、全国に広がっていくことが、日本の農業と食を守り、次世代につながる道だと固く信じておられます。震災後、熊本市市民会館（シアーズホーム夢ホール）1階に移転されましたが、ティアの志に賛同したJA茨木、JA鹿児島県経済連、愛媛のありがとうサービスなどがレストランを展開しているそうです。



米田義継

ティアでは、少しでも未来に良い食材を残せるように考えております。共感して頂ける個人や同業の方へは業務価格にて提供させていただきます。国産原料のみ使用、食品添加物のない「辛子明太子」を自家製で作っております。食材関係はお気軽にお問合せくださいませ。宜しく願いいたします。



森川雅史社長

「医療法人の相続税対策」セミナーを開催しました

当事務所主催、今年最初のセミナー「医療法人の相続税対策」を1月27日（土）に開催しました。今回は平成19年3月31日以前に設立された医療法人を対象に、相続税対策についてのポイントを当事務所の仕明と高木がお伝えしました。

【参加者の声】

- ・医療法人のメリットデメリットが理解できた
- ・勉強になったが消化不足です
- ・持分なしへの移行について詳しく知りたい
- ・相続税の仕組みを知りたい



難しい内容ゆえ、すべてをお伝えすることはできなかつたかもしれませんが今後も情報の提供を続けていきたいと考えております。

当事務所では様々なセミナーを開催しています。是非ご参加くださいませ。お待ちしております。

その他セミナーの内容、お申し込みはお電話・HPにてお問い合わせください。

☎096-363-4520 <http://www.kizuna-tax.jp>



橋橋慶子

ビジネスマナー研修をおこないました

株式会社アラキ様（代表取締役 荒木康師様 歯科技工所 <http://laboaraki.jp/>）のビジネスマナー研修を担当させていただきました。3回コースを予定しており、今回は「第一印象を決めるポイント～感じのよい人になるために～」をテーマに行いました。グループワークのほか、お辞儀の仕方などをチェックしながら反復練習し、研修直後から職場で活かせる立ち居振る舞いを習得して頂きました。社員の皆さんの雰囲気がとてもよく、笑顔あふれる研修会となりました。



参加者の声

- ・相手に良い印象を与えるために、自分の表情や振る舞いなど改めて見つめ直す良い機会になりました（技工士・男性）
- ・自分を客観的に見直す良いきっかけになりました。これから意見交換をもとに接遇を磨いていきたいです（技工士・女性）
- ・人それぞれ受ける印象や感じ方が違うので、自分からだけでなく他の視点からも「第一印象」について考える機会をいただくことができました（事務・女性）



貴社（あなた）のファンを増やすためビジネスマナー、おもてなし、電話対応、クレーム対応、秘書検定試験対策など、接遇マナーに関する研修を行っています。企業様へお伺いする社員研修等もご要望に応じて実施しております。お気軽にお問い合わせください。



大坂間美和

☕ Coffee Break

キャリアウーマン風になりたい！



事務所ではノートパソコンとディスプレイを使って仕事をしています。以前はディスプレイの便利さが実感できず、ただメモを貼る道具にしていたのですが、ペーパーレスを意識して仕事を始めたたん、その便利さに目覚めました。

やっと理解できた私ですが、最初に教えてくださった方はもう何年も前からこうされていたんだと自分の旧式っぷりが残念に思えます。

また、以前は事務所内で回覧していたものや口頭で知らせていたことも、今は全員が情報をリアルタイムに共有できるソフトを使い、スマートフォンでやり取りしています。

こんな進化についていけないと仕事もできなくなる現代です。颯爽と使いこなせるキャリアウーマン風になりたいと思いつつ、今日も同僚に助けを求めるダメウーマンです(T_T)



島田英子

NEW Kizuna's Info

熊本城マラソン 2018

さる2月18日（日）に熊本城マラソン 2018 が開催されました！チーム絆からも部員4名がフルマラソンに挑戦。快晴のなか、他の職員による応援部隊の声援を受け快走！！忙しい中、それぞれが地道に練習を積んでの本番。頭が下がるばかりです。。。

今年も大きな感動をありがとう～～～(#^^#)

税理士法人絆は積極的にご相談に応じています。お知り合いで会計事務所をお探しの方や税金でお困りの方などいらっしゃいましたら、是非ご紹介ください。

経営革新等支援機関



税理士法人 絆

KIZUNA Certified Public Tax Accountants' Co

〒860-0816 熊本市中央区本荘町 719

☎096-363-4520 <http://www.kizuna-tax.jp>